

民 生 環 境 協 議 会 協 議 事 項

〔	日時	令和 7 年 2 月 20 日 (木)	〕
		午前 10 時	
	場所	第三委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正の概要について
 - ・ 八戸市生活環境保全条例
- 2 八戸市民生委員定数条例の一部改正（案）の概要について
- 3 八戸市重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画の策定について
- 4 八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 5 八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 6 八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 7 八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 8 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について

- 9 八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 10 八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 11 介護施設等整備運営事業者の選定について
- 12 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 13 八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 14 八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 15 八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 16 八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 17 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 18 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 19 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

- 20 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 21 八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要について
- 22 八戸ポータルミュージアム条例の一部改正（案）の概要について
- 23 八戸リサイクルプラザへの「持込ごみ」及び「粗大ごみ」の分別について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正の概要について

1 改正する条例

八戸市生活環境保全条例

2 改正の内容

措置命令違反をした者に対する罰則規定に使用している「懲役」の文言を「拘禁刑」に改める。

3 施行期日

令和7年6月1日

八戸市民生委員定数条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

本年 12 月 1 日に行われる民生委員の一斉改選に向けて、一人当たりの担当世帯数が多い町内の民生委員の負担を軽減するため、民生委員の定数を増やすもの。

2 改正の内容

民生委員の定数を、「537 人」から「538 人」に変更する。

3 施行期日

令和 7 年 12 月 1 日

八戸市重層的支援体制整備事業(移行準備事業)実施計画の策定について

1 策定の趣旨

第4期八戸市地域福祉計画の基本理念に掲げる地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、既存の取組を最大限に活かしつつ、新たな取組も加えながら「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を推進することとし、その移行準備・実施体制等を定める。

(参考：支援ニーズの一例)

- ・介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）
- ・高齢の親がひきこもりの子の生活を支える世帯（8050）

2 計画の概要

(1) 計画の位置付け

社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」として策定し、福祉分野の最上位計画である八戸市地域福祉計画の附属計画として位置付け、高齢、障がい、子育てなどの様々な保健福祉分野の関連計画や、八戸市社会福祉協議会が策定する八戸市地域福祉活動計画との整合・連携を図る。

(2) 計画期間

令和7年度（移行準備）から令和8年度（本格実施）までの2年間

(参考：令和9年度以降の策定)

第5期八戸市地域福祉計画（計画期間：令和9年度～令和13年度）との一体的な策定を予定。

(3) 重層的支援体制整備事業の体系

既存の①包括的相談支援、⑤地域づくりに向けた支援 に関する事業を最大限活かしながら、支援を効果的かつ円滑に展開できるよう、必要に応じて拡充・補完するとともに、それらを支える新たな機能として、②多機関協働による支援、③アウトリーチ等を通じた継続的支援、④参加支援 に係る事業を追加し、①から⑤を一体的に実施する。

(参考：各支援の内容)

- ① 包括的相談支援 … 世代や属性にかかわらず、受け止める相談支援
- ② 多機関協働による支援 … 支援機関間の役割分担・調整、支援の方向性の整理
- ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援 … 支援が届いていない人・世帯への働きかけ
- ④ 参加支援 … 社会とのつながりを築くための支援
- ⑤ 地域づくりに向けた支援 … 世代や属性を超えた交流の場や居場所づくりの提供

支援	国の事業名	分 野	市の事業名	所管課
Ⅰ 相談支援	①包括的相談支援事業	高齢	地域包括支援センターの運営	高齢福祉課
		障がい	障害者相談支援事業	障がい福祉課
		こども	利用者支援事業	こども家庭相談室 すくすく親子健康課
		生活困窮	自立相談支援事業	生活福祉課
	②多機関協働事業	全て	新規【令和7年度開始】	福祉政策課
	③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全て	新規【令和7年度開始】	福祉政策課
Ⅱ 参加支援	④参加支援事業	全て	新規【令和8年度開始】	福祉政策課
Ⅲ 地域づくりに向けた支援	⑤地域づくり事業	高齢	地域介護予防活動支援事業	高齢福祉課
		高齢	生活支援体制整備事業	高齢福祉課
		障がい	地域活動支援センター事業	障がい福祉課
		こども	地域子育て支援拠点事業	こども未来課
		その他	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	福祉政策課

(4) 計画の進行管理

P D C A サイクルを通じて定期的に点検・評価し、八戸市健康福祉審議会及び社会福祉専門分科会への報告・評価を経て、結果を市のホームページで公表する。

3 策定スケジュール

令和6年6月24日	庁内ワーキングチーム 第1回会議
8月7日	庁内ワーキングチーム 第2回会議
8月29日	第1回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 (計画の概要、策定方針等の審議)
11月25日	第2回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 (計画原案の審議・決定)
12月18日～ 令和7年1月16日	計画原案に対する市民からの意見募集 (パブリックコメント 意見なし)
2月7日	計画最終案の決定
2月14日	計画策定、公表

八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等における個別支援計画の作成に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのもの。

2 改正の概要

(1) 個別支援計画の作成

- ・救護施設は、入所者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととする。
- ・更生施設は、更生計画に代わるものとして、入所者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととする。

(2) 職員の配置

- ・救護施設・更生施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」について「栄養士又は管理栄養士」とする。

3 施行期日

公布の日。ただし、2（2）については令和7年4月1日から施行する。

八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部改正(案)の概要について

1 改正する条例

- (1) 八戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 八戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正の理由

国の基準省令の一部改正に伴い、同省令に基づいて定めた条例の人員配置基準等に係る規定の整備をするもの。

3 改正の概要

現在、栄養士であることが管理栄養士国家試験を受験するための要件とされているが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができるようになることから、事業所の人員配置基準において、「栄養士」のみ規定している条項に「管理栄養士」についても規定し、栄養士でない管理栄養士も対象となるようにするもの。

4 施行期日

令和7年4月1日

介護サービス等基準条例の一部改正(案)の概要について

1 改正の理由

現行の管理栄養士は、栄養士免許を受けた者であるが、栄養士法の改正により、栄養士免許を受けていない者でも、管理栄養士の免許を受け得ることとなったことから、所要の改正を行うもの。

2 改正する条例

- (1)八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2)八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (3)八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

3 改正の概要

事業所の人員配置基準において、「栄養士」のみ規定している条項に「管理栄養士」についても規定の対象となるようにするもの。

4 施行期日

令和7年4月1日

介護施設等整備運営事業者の選定について

1 概要

第9期八戸市高齢者福祉計画(計画期間:令和6~8年度)に基づき、介護施設等整備運営事業者の公募を行うとともに選考会を開催し、次のとおり選定したもの。

2 整備(募集)内容及び応募状況

区分	サービス種別	募集数	応募数
募集1	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	1事業者
募集2	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	36床	1事業者(18床)
募集3	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	15床	2事業者(25床)
募集4	特定施設入居者生活介護(介護付きホーム)	120床	3事業者(145床)

3 公募・選定の状況

(1)実施状況

- ・令和6年9月17日(火) 募集要項公表
- ・同年10月1日(火)~11月15日(金) 応募受付期間
- ・同7年1月24日(金) 選考会開催(応募者によるプレゼン等)

(2)審査

介護施設等整備運営事業者選考会(採点者7名)を開催し、事業計画等を審査。評価点数が高い順に募集数に応じて事業者を選定。

なお、1者のみの応募の場合は、評価点数が基準点以上であることが必要。

4 選考結果

区分	サービス種別	募集数	整備数	選定事業者	開設予定
募集1	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	1事業所	(株)ディアレストケア	R8年度
募集2	認知症対応型共同生活介護	36床	18床	(医)メディカル フロンティア	R8年度
募集3	介護老人福祉施設※	15床	10床	(福)同伸会	R7年度
			5床	(福)寿栄会	
募集4	特定施設入居者生活介護※	120床	50床	(有)インフィニット	R8年度
			29床	(福)信和会	
			41床	倉石ハーネス(株)	

※いずれも既存施設の転換

5 その他

募集2「認知症対応型共同生活介護」については、募集数36床に満たないため、健康福祉審議会 介護・高齢福祉分科会の意見も踏まえ、不足分(18床)の取扱いを検討。

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について

1 改正する条例

- (1) 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (3) 八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正理由

国の基準省令の一部改正に伴い、同省令に基づいて定めた条例の人員配置基準等に係る規定の整備をするもの。

3 改正の概要

○事業所の人員配置基準等の「栄養士」のみ規定している条項に「管理栄養士」を追加するもの。

※栄養士法が改正され、従前の管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を取得した者でなければ受験することができなかったが、改正後においては、管理栄養士養成施設の卒業者については栄養士免許の取得が不要となった。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案） の概要について

1 改正する条例

- （１）八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- （２）八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- （３）八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- （４）八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正の理由

国の基準府令等の一部改正に伴い、当市においても八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を行うもの。

3 改正の概要

①食事を搬入する際の要件に係る改正（改正する条例：（１）、（２）、（４））

食事の提供を当該施設等で調理し搬入する方法により行う際に栄養士による必要な配慮を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士による配慮についても同要件を満たすことができるように改正するもの。

②特定地域型保育事業者及び家庭的保育事業者等の連携施設の確保に係る基準の見直し等（改正する条例：（３）、（４））

- ・連携施設の確保が著しく困難な場合は連携施設の確保をしないことができる経過措置を 10 年から 15 年に延長する。
- ・保育内容支援に係る連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）の確保が難しい場合には、一定の要件を満たす小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者を保育内容支援連携協力者として確保することにより、連携施設を確保しないことができる。
- ・代替保育に係る連携施設について、必要な措置を講じてもなお確保が著しく困難である時は、連携施設の確保をしないことができる。
- ・その他所要の改正を行う。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） の概要について

1 制定理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、新たに「乳児等通園支援事業」が市の認可事業となるため、設備及び運営に関する基準を定めるもの。

2 国の基準の種類及び条例制定に当たっての取扱い

(1) 国の基準の種類

従うべき基準	参酌すべき基準
・ 事業に従事する者及びその員数 ・ 事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの	左記以外

(2) 条例制定に当たっての取扱い

「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」とともに、国の基準どおり定める。

3 条例の主な内容

No.	主な項目	内容
1	趣旨 〔第 1 条〕	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。
2	最低基準の目的 〔第 2 条〕	最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（管理者を含む。）が、乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児であって満 3 歳未満のものが、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
3	一般原則 〔第 5 条〕	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
4	職員の一般的条件 〔第 9 条〕	乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。
5	衛生管理等 〔第 14 条〕	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
6	事業の区分 〔第 20 条〕	乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

No.	主な項目	内容
7	一般型乳児等 通園支援事業 の設備の基準 〔第 21 条〕	・乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 ・満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 など
8	一般型乳児等 通園支援事業 の職員 〔第 22 条〕	一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置かなければならない。
9	余裕活用型乳 児等通園支援 事業所の設備 及び職員の基 準 〔第 25 条〕	余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所の各基準の定めるところによる。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

八戸ポータルミュージアム条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

八戸ポータルミュージアム（はっち）4階に開設している八戸市子育てつどいの広場「こどもはっち」の入場料を無料に改めることに伴い、八戸ポータルミュージアム条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

近年の少子化や核家族化の進行や地域社会の変化により、家庭や地域での子育て機能の低下が進む中、「こどもはっち」は、主に未就学児童の子育て親子が気軽に集い、交流・相談できる「地域子育て支援拠点」であり、その果たす役割はますます重要となっていることから、令和7年度から入場料を無料に見直すことで、利用者の負担を軽減し、更なる利用促進を図る。

改正前	改正後
入場料は1人1回につき100円とする。 ただし、小学校就学前の乳幼児は全額を免除する。 また、身体障害者手帳等を所持、又は特別児童扶養手当の支給対象となっている者は5割を免除する。	無料とする。

3 施行期日

令和7年4月1日

八戸リサイクルプラザへの「持込ごみ」及び「粗大ごみ」の分別について

1 概要

昨年10月に発生した八戸市最終処分場の火災を受け、今後の火災予防対策の一環として、これまで八戸リサイクルプラザでの破碎等の中間処理後に最終処分場に搬入されていた残渣について、可燃性物質の混入を極力減らすため、残渣が発生する破碎ラインで処理される「持込ごみ・粗大ごみ」に、分別を導入するもの。

2 対策（分別）の内容

(1) 基本事項

リサイクルプラザ中間処理のライン

- ①資源化ライン（缶・ビン・ペットボトル）
- ②紙・布ライン
- ③有害ごみライン
- ④破碎ライン（粗大ごみ・燃やせないごみ） ⇒ 鉄等の有価物を回収・リサイクル
⇒ 回収時残渣が発生

破碎ラインへのごみの搬入経路

- ①月1回集積所収集の燃やせないごみ ⇒ 可燃性ごみが少なく対策（分別）の対象外
 - ②持込ごみ（家庭系・事業系）
 - ③粗大ごみ（粗大ごみ予約受付センターを通した予約回収）
- } ⇒ 対策（分別）の対象

(2) 持込ごみ・粗大ごみの分別の導入

- ・可燃性物質が多く含まれる木製家具等（以下、「**木製粗大ごみ**」）と、「**その他粗大ごみ・燃やせないごみ**」の破碎処理を別日に実施し、ごみの搬入日も処理日に合わせたものとする。

※木製粗大ごみ … 材質の半分以上が木製のタンス、棚類、テーブル、ソファ等の粗大ごみ。

- ・「**木製粗大ごみ**」の搬入・処理日は月4日程度とし、その日中間処理された残渣は清掃工場において焼却する。
- ・「**その他粗大ごみ・燃やせないごみ**」の中間処理で発生する残渣は、従来通り最終処分場へ埋立処分する。
- ・また、粗大ごみ予約受付センターを通した予約回収についても、同様に「**木製粗大ごみ**」と「**その他粗大ごみ**」の回収を別日に設定する。

【破碎ラインでの分別処理のイメージ】

各月 第1週 ～ 第2週	月～金： 燃やせないごみ（集積所） その他粗大ごみ（持込＋予約） 燃やせないごみ（持込）	各月 第3週 ～ 第4週	月・金：木製粗大ごみ（持込＋予約） 火～木：その他粗大ごみ（持込＋予約） 燃やせないごみ（持込） ※暦の関係で曜日が異なる月あり。
-----------------------	---	-----------------------	--

3 実施時期及び周知等

- ・ 市民・事業者は、これまで粗大ごみ等の内容に関わらず一度に排出できたところであるが、分別実施に伴い、「木製粗大ごみ」と「その他粗大ごみ・燃やせないごみ」が混在する場合は、排出を二度に分ける必要が生じることから、周知期間を十分に確保し、**6月から分別を実施する。**
- ・ 6月からの分別実施に向けては、3月に全戸配布する「家庭ごみの分け方・出し方チラシ」に変更内容を掲載するほか、広報はちのへやホームページをはじめとした様々な媒体を活用し、住民や事業者への十分な周知を図る。
- ・ 市外への引越し等で設定した搬入日に持ち込むことが難しい場合は、相談に応じるなど柔軟に対応する。